

令和4年12月16日

東京都知事
小池 百合子 様

一般社団法人東京都木材団体連合会
会長 庄司 良雄

令和5年度東京都予算編成に対する要望について

平素より木材の利用拡大につきまして、格段のご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども東京都木材団体連合会は、13会団により木材の流通を担当しており、傘下の組合員数は約900社で構成されており、江戸開府以来、木材の集積・供給を担ってまいりました。

木材の利用は、人々の暮らし・山村地域の振興のみならず、他の資材と比べて製造時のエネルギー消費が少ないなど、地球環境の保全に大きく貢献するものであり、2050年カーボンニュートラルに向けた我が国の施策にも合致するものです。森林を保全し林業を通じて森林を守り育てるためにも、また、SDGsの観点からも、木材利用拡大に取り組みことが重要と考えております。

このようなことから、広範な都民の理解と支援を得つつ、

住宅、公共施設などの建築・外構はもとより、内装に至るまで木材利用が一層促進されるよう次の事項を要望いたします。

1 国産木材の需要拡大

新型コロナウイルス感染症等の影響や、「ウッドショック」による木材需給ひっ迫により木材価格高騰を招き、さらに円安も厳しい状況に拍車をかけています。

また、住宅着工数の減少も顕在化し、国内木材需要の減退が懸念されております。

大消費地である都心部で、木の良さを発信し、国産木材の需要拡大に向けたイベントとして「木と暮らしのふれあい展」を東京都と我々が共催しています。引き続きイベント開催にご協力いただきたく、また、新型コロナウイルス対策へのご支援も賜りたく、お願い申し上げます。

2 内装への木材利用への支援

我が国の住宅ストックは既に充足しており、新たな新築需要は大きく期待できません。室内環境は、壁面はほとんどナイロンなど石油化学製品であるクロス貼りが占めており、特に夏や冬の住環境は快適さとは程遠い状況となっています。

我々は、従来から、壁面や床に、スギやヒノキ等の国産木材を使用することを提案してきています。室内環境は改善され、健康面や精神面に良い影響があることが期待されます。結果として医療費の削減効果さえ期待できるとも考えてお

ります。

このような木材の効用を活かすため「内装」への木材利用への支援への拡大を図っていただきたいと考えています。例えば、マンションや住宅のリフォームに国産木材をより多く活用していただけるような支援をお願いいたします。

また、国産木材の良さを多くの人々に理解してもらうためにも、内装に木材を使用した場合の、人への効用・効果など、科学的な根拠の集積を東京都が主体となって進めていただきたいと、お願いを申し上げます。

団体名：東京都森林組合・東京都治山林道協会
(一社) 東京都森林協会・東京都素材生産組合

要 望 事 項

— 森林の整備と林業・木材産業の振興について —

【森林整備関連】

1 森林循環促進事業地の拡大

多摩地域の森林は、昭和30年代から実施された拡大造林施策により、スギ・ヒノキが植林され人工林率も6割を超える状況の中、その森林の林齢は50年生超となり収穫期を迎えております。

しかし、木材価格の低迷に加え人件費の高騰により、伐採・搬出しても赤字になることから森林の循環が停滞しております。

こうした状況から、東京都では平成18年度よりスギ花粉発生源対策主伐事業を実施し、また平成27年度からは森林循環促進事業により、多摩地域の森林の伐採・搬出を促進し木材の供給や森林整備等を実施していただき感謝に堪えません。

しかし、多摩川の上流部に位置する奥多摩町の多摩川北岸では、これまでシカの食害による影響から森林の伐採・搬出が控えられてきました。

当該地域は、人工林率も高く50年生を超える林齢となっており、また市町村森林整備計画においても適切なシカ害対策を講じることにより伐採・搬出を可能としていることから、森林の循環を促進するために当該地域において森林循環促進事業を実施するよう要望いたします。

2 森林循環促進事業の計画的な継続

急峻な地形が多い多摩地域の人工林は、人力による、植え付け、下刈り、つる切、間伐、枝打ち、伐採・搬出施業が必要であり、その施業を行う林業労働力は厳しい気象条件のもと「きつい、汚い、危険」等の重労働に加えて高齢化が進み後継者の確保・育成が喫緊の課題となっております。

また、施業を行うためには、一定年数の経験が必要となるとともに、安定した収入や社会保障等も必要不可欠となっております。

こうした状況から、事業体では東京都や市町村等の事業を積極的に行い、経営基盤を強化するとともに創意工夫し事業体の運営を行っております。

ご案内のとおり人工林を育成するためには、計画的な施業が必要不可欠です。施業を放置した場合、森林の公益低機能が損なわれ、元に戻すため

には従来の施業ではできない状況となってしまいます。

加えて、森林が成長する過程で果たしている二酸化炭素の吸収は、苗木を植えてから40年生ままでが効果的であり、それ以降は効果が軽減されてしまいます。

以上のことから、伐採・搬出対象森林が数多く存在する多摩地域において、これまでの保育施業に加え森林の循環を促進する事業を今後長期間にわたり計画的に実施し、事業体の経営基盤強化、作業員の確保・育成、二酸化炭素削減等が図れる、森林循環促進事業の継続を強く要望いたします。

3 保育のための間伐事業の更なる推進・強化

(1) 造林補助間伐の推進

国の間伐補助対象森林の要件は、森林経営計画の認定森林が条件であり、一定の林齢以下で一定量以上の間伐材を搬出する森林が対象となっています。

しかし、東京の森林の地形は急峻で所有森林面積も小規模に細分化されていることから、搬出経費が割高となるなど間伐材の搬出が困難であり、林齢も高いこと等から国庫補助の対象外の森林の割合が多く存在しております。

こうした状況の中、これまでも東京都単独による間伐の助成を受け、整備を進めているが、未実施で適正に整備しなければならない森林も多く存在していることから、引き続き東京都単独の助成の継続を要望いたします。

(2) 森林再生事業の強化

森林は木材生産のみならず、水や空気を育み、私たちや動植物の生息環境を守ってくれる大切な財産と位置づけ、森林のはたらきを回復するために、手入れが行われず荒廃している多摩地域の奥山のスギ・ヒノキの人工林において、環境面の強化を図るための「森林再生事業」が実施されてきました。

本事業により多摩地域の森林において間伐や枝打ちが実施され、地域の環境面での整備が進められるとともに、林業事業体の育成等にも寄与し地域の活性化も図られ、その実施・支援に対し感謝に堪えません。

しかしながら、新たに事業を実施する個所や2回目間伐対象や枝打ち個所等もあることから、本事業を引き続き継続するとともに、間伐された原木を搬出し有効に活用できる支援を要望いたします。

4 林道・森林作業道に対する整備促進の強化

(1) 森林循環の促進に資する林道等の開設予算の確保

多摩地域の森林は急峻な地形に加え、小規模所有者が多いことから、より効率的な林業経営を行っていくためにも、重要な基盤施設である路網の整備が不可欠です。

このような状況を踏まえ、従来からの「林道開設事業」に加えて平成27年度から市町村と連携した「林道整備促進事業」に対する予算化に対し感謝申し上げます。

しかしながら、急峻な地形が多いこと、また岩盤な地形や軟弱地盤個所の対応等で開設単価が割高となり林道開設が進まない状況となっており、引き続き路網開設の促進を図るための開設予算の確保を要望いたします。

(2) 高性能林業機械に適応した既設林道の改良促進

現在、森林整備の取り組みの一環として、高性能林業機械等の導入による施業の低コスト化を図っているところです。

しかし、既設林道の中には、耐荷重不足な橋梁や狭い道路幅員となっている個所が存在しており、高性能林業機械を含め伐採木などを運搬する大型車両の搬入に支障をきたしているのが実情です。

つきましては、このような個所の改良等を図るための取り組みを例年要望しているが、計画的な整備方針を構築し、実現に向けての対策を講じるよう要望いたします。

5 集約化施業の推進強化

(1) 森林境界の明確化の推進

多摩地域における森林の所有規模は5ha未満が9割となっており、小規模に分散しているのが特徴となっています。

このため、森林施業効率が悪く荒廃の原因となっており、加えて相続等に伴い所有する森林の境界が不明確となる森林が増加している現状を踏まえ、その対策として東京都独自事業として「森林経営効率化支援事業」の実施並びに支援に感謝しております。

しかしながら、境界が不明確な森林は依然として多数存在していることから、森林施業を進める上で支障をきたしていることから、今後も継続して森林境界の明確化や集約化施業の拡大に向けた取組に対し、支援を要望いたします。

(2) 森林作業道設置の拡充強化

森林作業道設置に際し、沢を横断する箇所や土場の設置等、構造物が必要な箇所等に対する支援が予算化され、徐々に整備が進められてきています。

作業道を活用し、間伐や間伐材の搬出等を行うためには、間伐材や高性能林業機械等を仮置きする中間的な山土場の設置等も必要不可欠であり、急峻な地形など困難な個所における作業道の設置と山土場設置等に対する支援と助成の継続を要望いたします。

(3) 精度の高い森林情報の提供

多摩地域の林業事業者は、森林所有者に対して地域の特性を把握した提案型の森林整備を推進し、これまでの施業履歴等により地域の現状等を確認のうえ施業方法や今後の計画等検討していますが、東京都では平成29年度より航空レーザによる現況調査等を行い、多摩地域や島しょ部の森林情報等を調査し、森林クラウドにおいて林業事業者との共有を図っています。

当組合においても、これらの情報を活用しているところですが、更なる森林情報の充実と森林情報の有効活用に向けた支援を要望いたします。

(4) 林業事業者等の強化事業の推進

林業は、他産業と比較して低収入であり、また労働災害発生率が高いことや林業事業者等が小規模零細で経営基盤が脆弱なことを踏まえ、都独自の経営基盤の強化、林業技術者の雇用の維持・安定化、労働環境整備による従事者の定着等の事業支援に対し感謝に堪えません。

しかしながら、林業機械・装置等の導入や、経営拡大・多角化など、経営基盤の強化に向けて零細な事業者が計画的に進めるには、一定期間の年月が必要なことから、内容等を拡充し経営基盤が確立できる間、継続した支援を要望いたします。

(5) ドローン等を活用した低コスト林業の推進

これまで、苗木やシカ柵資材等は、林道等から現地までの運搬を人力により行ってきたが、多摩地域の森林は急峻な地形が多く、作業員の負担となり現地での作業効率の低下や安全面の確保が図れない等の課題があります。

こうした状況を踏まえドローン運搬を行うに際し、操作資格取得等に対する支援には感謝しております。

しかしながら、ドローン運搬は、気象条件や飛行に伴い頻繁にバッテリー交換を行う等の課題もあるが、一方で作業員の負担軽減や、災害時

の現地調査時等にも活用可能であることから、これまでの支援の継続も要望いたします。

また、林業においても国内外で先進的な技術支援が進んでいますが、そうした機器は高額であるなど、都内の零細な事業体では対応が困難なことから都の支援を要望いたします。

6 台風災害等による林道災害復旧並びに治山対策の強化

昨今、地球温暖化に伴う「線状降水帯」や集中豪雨による土石流の発生が全国各地で多発し、甚大な被害状況となっています。

今後、台風シーズンを迎え、多摩地域や島しょ部での被害の増大を懸念しております。

本都においては、令和元年10月に襲来した台風19号により多摩地域の森林での斜面崩壊をはじめ、林道の路面洗堀や路肩、斜面の崩落等の発生により、各所で通行止めとなりましたが、東京都や各市町村の尽力により各箇所では復旧が図られ林道等も無事に開通されました。

しかしながら、現在でも一部の林道では通行止めが続いており、森林施業等を行うに際して支障を来しているのが実状です。

更に、被災した崩落箇所等では森林の公益的機能が低下しており、今後の集中豪雨や台風等により、下流域への人家等への影響も懸念されていることから、こうした状況を踏まえ、一部通行止めとなっている林道と被災した森林の早期復旧を図るとともに、多摩地域及び島しょ部において土砂災害等の未然防止対策を含め、治山事業や林道事業の強化や既存施設の点検・維持管理等を要望するものです。

7 第2種シカ保護管理計画の着実な実施

東京都のシカ保護管理計画は平成17年9月から始まり、令和4年4月には「第6期東京都第二種シカ管理計画」が制定されているが、多摩地域のシカの生息区域は奥多摩町、青梅市、檜原村で拡大し、更に八王子市、あきる野市、日の出町においてもシカを目撃情報が多数あるなど森林を抱える東京西部と八王子市地区全域にまで拡大しています。

こうした状況から新植した苗木は翌日にはシカの食害を受け、シカ柵が設置されていない個所ではシカの餌場となっています。

また、立木の皮むきなどによる林業的な被害も拡大しており、植林地でのシカ柵設置や森林被害調査等の対策とシカによる食害の根絶に向け生息調査や直近の計画にある効果的な対策等目標生息数の達成に向けての対策を要望いたします。

一方、シカの捕獲の担い手である狩猟者は高齢化が著しく捕獲が困難な状況にあることなどから、狩猟者の確保・育成や効果的な捕獲方法等

引き続きの対策強化を要望いたします。

8 ナラ枯れ被害対策の推進

ナラ枯れの原因となる病害虫（カシノナガキクイムシ）が運ぶ病原菌により発生する樹木の伝染病は、令和2年6月頃から三宅村、御蔵島村において、スタジイへの被害が確認され、その後、令和3年頃から八王子市、あきる野市、青梅市におけるナラ枯れの被害が拡大しています。

森林内で被害を受けた樹木は枯損していることから、今後、台風等による倒木の恐れが危惧されています。

つきましては、この様な状況を踏まえ、ナラ枯れによる枯損している樹木に対し薬剤の注入や枯損木処理等の対策を要望いたします。

【林業・木材産業振興関連】

1 東京の木・多摩産材の利用拡大の強化

東京の森林の多くは昭和30年代に植林されたスギ・ヒノキであり林齢も60年が経過し伐期を迎えた中、東京都や区市町村において、「とうきょうの木」の利用を進めるとともに情報提供機能の強化に努めていただき感謝に堪えません。

こうした「とうきょうの木」の利用拡大が図られることは、林業振興や地域経済の活性化に不可欠なことであり、また、地元で育てられた木材は地域の気候に適応し調湿作用等の働きを有することから、住環境にも適しています。

また、輸送に伴い排出する二酸化炭素の量も、他地域の材を使用する場合と比べ環境への負荷も軽微であるほか、木材として利用している間は、二酸化炭素を固定し続けることから、2050年CO₂排出実質ゼロにも貢献することになります。

しかし、「とうきょうの木」の知名度の低さや利用されることで森林の循環が促進され、二酸化炭素の吸収や酸素の供給等公益的機能の強化が図られることなどへの理解度が高まっていないのが実状です。

令和元年の11月には、経済同友会が中心となり、「木材利用促進全国議」が各地の経済同友会や各都道府県・市町村等の地方自治体、企業や団体の参加を得て、木材の利用促進について全国規模で展開する会議が設立されました。

こうした利用に向けた機運や木材利用の効果や利用することの意義を都民や関係企業にこれまで以上に普及・PRし、住宅等への多摩産材の利用を促すなど、「とうきょうの木」としての付加価値を高め、川上・川中・川下が連携した取組みに向けての強化に加え、木材利用ポイントの導入等の新たな取り組みも開始されていることから、大消費地である都心

部での更なる「とうきょうの木」の普及・P Rの強化に向けた構築を要望いたします。

2 林業労働力総合対策事業の推進

林業技術者は、国や都の林業労働力対策等により増加傾向にあるものの、森林整備に携わっている作業員は経験年数も浅く、作業道の整備や伐採・搬出などの高度な技術を有している作業員が少ないのが実情です。

このような中、昨年度より、伐採・搬出技術者育成のための「東京トレーニングフォレスト」事業が具現化され、感謝に堪えません。

今後は、技術者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、この育成強化支援を活用し、林業事業体として経営基盤を確立し、3K「きつい、汚い、危険」職場での環境改善が図れ、若手作業員が短期間で離職することなく地域に定着し安定した生活が確保されるよう「林業労働力総合対策支援」を継続するとともに、更なる支援強化策を要望いたします。

3 森づくり推進プランの着実な推進

東京の森林は、技術者の不足、シカによる林業被害の深刻化、相次ぐ災害の対応、また林業事業体の経営基盤強化、「とうきょうの木」の利用拡大、基盤となる林道整備促進、更には、森林所有者意欲が減退し森林への関心が希薄となる等、様々な課題を抱えている。

この様な環境下、東京都では令和3年6月に「森づくり推進プラン」を改定しました。

本プランでは、令和3年度より12年度までの10年間の計画としており、基軸1として「森林整備を促進し公益的機能を高める森林整備」、基軸2「生産性と公益性の高い林業経営」、基軸3「多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大」、基軸4「都民や企業による森林利用の拡大」の4つの基軸を定め森林整備と林業振興に向けた取組みを展開することとしています。

この様な取組みを計画的かつ着実に推進し、東京フォレストビジョンの実現に向けて、都の既存計画や「森づくり推進プラン」を含め具体的な取組みを具現化し、東京の森林の将来に夢と希望が持てる仕組みの構築を要望いたします。

4 国の森林環境譲与税の有効活用に向けた支援強化

平成31年4月1日より国の森林経営管理制度が施行され、本制度導入に伴い、東京都が主体となり森林を有する6市町村（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村）と連携し、制度運用等を担う「東京都森林経営管理制度協議会」が令和2年11月に設立され、当組合も協議会事務局の一員として参画しています。

森林経営管理制度では、市町村が実施する意向調査やその調査結果に基づき、経営管理意欲がない森林所有者から市町村が委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業事業体に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理するシステムとなっています。

しかしながら、森林環境譲与税における現状の譲与基準は、森林面積だけでなく、人口による按分により23区を始め森林が存在しない多摩地域の市に相応の配賦がされている。

こうした状況を踏まえ、譲与税を財源として「とうきょうの木」の利用拡大や多摩の森林整備の活用に向けて、23区等への積極的な働きかけや指導等を併せて要望いたします。

令和4年12月16日

東京都知事
小池 百合子 様

東京都漁業協同組合連合会
代表理事会長 関 恒美

令和5年度東京都予算編成に対する要望について

平素より、東京の漁業振興に関し特段のご理解、ご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。加えて、ウクライナ危機や円安などによる燃油や出荷資材価格の高騰などに対し、迅速に対応して頂き、漁業者を代表して重ねて感謝申し上げます。

東京都漁業協同組合連合会は、島しょ及び東京湾地区の17の漁業協同組合等を会員とし、会員に対する漁業用燃油の供給や会員から提供された水産物の販売、漁業経営に関する指導を行っています。

さて、東京の漁業は東京湾から小笠原までの広大な海域で行われており、都民に新鮮で多様な水産物を供給するとともに、特に島しょ地域においては、地域経済を支える重要な産業の一つとなっています。しかし近年は、漁業者の減少や高齢化に加え、海洋環境の変化などにより漁獲量は減少傾向にあります。

こうした中、漁業者は漁獲の比較的安定したキンメダイ漁業への依存度を高めていますが、その資源も減少傾向にあるなど、様々な課題が山積しております。

本会としても持続可能な漁業を実現するため、漁業者、漁業協同組合と一丸になり、資源管理の推進や、漁家・漁協経営の安定に努めていますが、脆弱な経営体質などから、その取組には限界があります。

つきましては、漁業を維持・活性化させるため令和5年度東京都予算において、下記の主要6事項について、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

記

1 東京の主要な水産資源の持続的な利用

キンメダイなど都の主要な水産資源について、資源管理の基礎となる資源評価の精度向上を図るとともに、漁業者が経営の不安を抱えることなく資源管理に取り組めるよう、支援を検討していただきたい。

キンメダイ等の資源管理を着実に進めるためには、その基礎となる資源評価の精度向上が不可欠です。島しょ農林水産総合センターの調査・研究体制の充実や、漁船を活用した操業データの収集システムを構築するなど、評価の質を高める取組の一層の推進をお願いします。

また、資源管理の強化にあたっては、収入への影響を懸念する漁業者の声も多いことから、資源管理と漁業経営との両立が図られるよう、漁獲の減少に備え加入する漁業共済の掛金助成等の支援をお願いします。

なお、伊豆諸島周辺では他県の漁業者も多く操業を行っていることから、資源の持続的な利用が図られるよう、国等へ働きかけをお願いします。

都の水産業の最重要課題である水産資源の持続的な利用に向け、本会も東京都とともに、全力を尽くす所存です。

2 漁協・漁家経営の安定

燃油や資材価格等の高騰、サメ・イルカ等による漁業被害など、漁業者の自助努力を越えた社会経済・自然環境の変化が生じた場合に、漁業者が漁業活動を継続できるよう、機動的かつ適切な支援を強くお願いします。

また、漁業や漁協事務の効率化に向け、デジタル技術の導入などへの支援を引き続きお願いします。

ウクライナ危機や急激な円安等による燃油や資材価格の高止まり、サメ・イルカなど海洋生物による漁業被害など、水産業は様々なリスクに直面しています。こうしたリスクの下でも漁業者が安心して操業を継続できるよう、引き続き燃油コストや漁業資材の負担軽減を図るとともに、深刻化するイルカ被害の軽減対策を創設するなどの対応をお願いします。

また、漁業者や漁業協同組合職員の高齢化、減少が進む中、漁業操業や漁協事務を効率化するため、デジタル技術を導入した海況予測システムの充実や、荷捌き作業の効率化等への支援を引き続きお願いします。

3 島しょ農林水産総合センター及び栽培漁業センターの機能強化

更新期にある、八丈事業所（水産庁舎）と栽培漁業センターについて、社会経済状況の変化や、漁業者ニーズ等に対応した機能強化をお願いします。

島しょ農林水産総合センター八丈事業所（水産庁舎）は整備から50年、栽培漁業センターは31年を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。計画的にリニューアルを進め、研究等の体制強化を図って頂くようお願いします。

施設や設備のリニューアルにあたっては、資源管理の強化や、気候変動、DX化への対応、地域に開かれた施設などのテーマにも着実に対応できるよう、研究基盤を強化するとともに、専門化・高度化する課題へ対応するための組織体制の充実をお願いします。

4 漁業の担い手確保・育成

漁業就業者の確保・育成を図るため、本年3月に東京都が立ち上げた、東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズナビ）の強いリーダーシップのもと、島しょ地域の町村、漁業系統団体などが相互連携を図りながら、漁業の担い手を確保・育成して頂くよう、各種取組の一層の推進をお願いします。

漁業者の高齢化と減少が急速に進む中、新規漁業就業者の確保・育成は喫緊の課題となっています。

三宅島においては、噴火災害からの復興を目指して、村と漁業協同組合、東京都が一丸となり、後継者対策に取り組み、一定の成果を得ています。

こうした成功事例を他町村へ波及できるよう、東京都におかれましては、上記取組に係る予算編成を要望します。

5 東京産水産物のPRと販路の多角化

持続的な水産資源の利用が社会からも求められる中であって、限られた資源の価値を高めていくことが重要です。消費者の東京産水産物に対する認知度や評価を高める取組や、円安などを追い風とした海外販路の開拓などの販路多角化に向けた取組への支援をお願いします。

これまで、東京都は小売店や飲食店でのPR、ロスアンゼルスやドバイなど海外都市におけるイベント開催など、東京産水産物のPRや海外での販路開拓を進めて頂きました。

今後も小売店や消費者等を対象に、東京産水産物のPRを進めて頂くとともに、海外販路の開拓等に本会も取り組むことができるよう、補助事業の創設などを要望します。

6 漁業施設及び漁場の整備

漁業協同組合が要望している漁業施設や漁場など、生産基盤整備について、補助率の現状維持を含めて、取組の支援をお願いします。

漁業生産活動に不可欠な冷蔵施設など、漁業協同組合の生産基盤施設が更新期を迎えていることから、施設の着実な更新が図られるよう引き続き支援をお願いします。

また、海水温の上昇など海洋環境の変動により、テングサなどの海藻や、サザエ、トコブシ等の貝類など、磯根資源の漁獲が大幅に減少しているため、環境変動に順応した漁場造成手法の検討や、実効性のある漁場造成を進めて頂くようお願いします。

なお、これらの事業実施にあたっては、漁業協同組合等の脆弱な経営状況を斟酌頂き、補助率の現状維持などの配慮をお願いします。

令和5年度 東京都予算に対する要望

東京都農業共済組合経営強化支援事業等の継続について

令和4年12月16日

東京都農業共済組合



東京都におかれましては、農業保険（収入保険事業及び農業共済事業）の実施主体である東京都農業共済組合の活動につきまして、日頃より特段のご指導とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。また、令和3年度からの収入保険加入推進支援事業による加入者の保険料の補助等をいただき感謝いたします。

今年も全国各地で台風や集中豪雨、地震等の自然災害が発生し園芸施設や農産物等に甚大な被害が発生しております。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響も続く中、ロシアによるウクライナ侵攻や円安等も加わり、肥料・飼料等の資材価格が高騰して農業経営に重大な影響を及ぼしております。

一方、東京農業は、依然として農業者と農地の減少は止まらず、都民の潤いの場やヒートアイランド現象の緩和等の役割をなす農業・農地の維持のため、東京都をはじめ関係機関が協力して、実効性ある農業振興施策や農地保全に向けた取り組みを行うとともに、担い手の育成並びに新規就農者への支援を強化しております。

この様な中、農業共済組合は、自然災害に加え様々な農業経営のリスクに対し農業者の早期の経営再開・営農継続に向け、収入保険事業による保険金の早期支払い、つなぎ融資の迅速な資金対応、共済の各事業による共済金の早期支払いに取り組み、都内の全ての農業者に「備えあれば憂いなし」の生産体制を提供すべく日々制度の普及拡大に努めております。

しかしながら、農業共済組合の財務状況は厳しい状況が続いております。運営費の多くは国庫事務費負担金で賄われており、不足部分は組合員からの事務費賦課金で運営する制度となっております。平成20年度からの本組合の身を切る改革により国庫事務費負担金も増加してはりましたが、平成29年度から再び減少傾向に転じ、加えて農業者負担の軽減を図るため事務費賦課金は現状維持に据え置き、更には、農業者の減少等も重なり財務状況の改善は難航しております。

都民にとって貴重な財産である東京の農業・農地を将来に渡って維持するため、農業経営のセーフティネット機能を担う農業共済組合の経営強化支援事業の継続支援、並びに農業経営収入保険加入推進支援事業の継続を要望いたします。

1. 東京都農業共済組合とは

農業保険法に基づき、都内の農業者の農業経営の安定を図るため、災害による損失を補填する共済事業並びに農業収入の減少を補填する農業経営収入保険事業を行い、農業経営の持続的発展を目的としています。

組合員数 3, 228 名（令和 4 年 4 月 1 日現在）

2. 農業共済を取り巻く概況

- 東京農業は、都市計画法制定から40年間に農地が毎年減少し続けております。農業者の減少は、即ち、共済資源の減少であるため、組合運営は厳しい状況にあります。
- 一方、平成30年4月に農業保険法が施行され、新たに農業経営収入保険事業が加わり、これにより全ての農家に「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築するための「安心のセーフティネット」活動を展開しています。
- この様な中、本組合では、財務の厳しい状況を打開するため平成20年度より4分野36事項の組織改革・財務健全化計画並びに「実施体制の改善計画」（10項目）に取り組み効率的で効果的な組合運営に努めて参りましたが、財務状況は好転せず農業のおかれる潜在的な課題が解消しないため厳しい状況にあります。

< 4 分野 3 6 事項の改革による直近 5 年間の成果 > （平成 2 9 年度から令和 3 年度）

区分	改革の主な事項	改革金額
財源確保等	国庫補助金の増額、東京都の補助金増額、農機具共済などの新事業の開始等	130,621千円
コスト・事務改善	職員給与の見直し、役員報酬の見直し、島しょ6町村への業務委託経費の見直し等	69,851千円
積立金等	緊急事態に対応する積立、職員退職金の積立等	36,165千円
計		236,637千円

3. 農業災害の発生状況と農業共済事業の共済金支払い実績

近年の異常気象により時と場所を選ばず自然災害が発生しています。東京都内でも、台風等による農業災害が発生して多くの農業者が被害を被っています。

＜参考1＞ 過去5年間の共済金支払実績（全事業） （単位：千円）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5年間計
99,902	192,717	185,899	70,589	67,877	616,984

＜参考2＞ 東京都における近年の大規模被害状況

平成24年5月の降雹による梨の被害		平成26年2月の雪害による園芸被害		平成30年10月の台風24号による園芸被害		令和元年9月台風15号・19号及び21号の園芸被害	
面積 (a)	共済金 (千円)	棟数 (棟)	共済金 (千円)	棟数 (棟)	共済金 (千円)	棟数 (棟)	共済金 (千円)
513	23,758	458	134,872	723	88,923	551	88,122

4. 農業経営収入保険事業の実績

令和元年度より補償が開始された農業経営収入保険事業の実績は下記のとおりとなっております。

① 農業経営収入保険事業の実績

	加入実績		保険金		つなぎ融資利用者 (件)
	加入件数 (件)	補償額計 (千円)	支払件数 (件)	支払保険金 (千円)	
令和元年	84	453,379	35	30,338	1
令和2年	130	717,586	41	38,572	1
令和3年	202	1,259,602	47	40,757	1
令和4年	356	29,31,118	—	—	—

※ 令和4年の補償額計は暫定値

② 令和3年の支払のうち新型コロナウイルス感染症の影響

支払件数	うち新型コロナウイルスの影響を受けた件数	割合
47件	11件	23.4%

5. 「経営強化支援事業」の必要性

都民へ都内農産物を安定供給するとともに、意欲ある担い手農業者、若手後継者並びに新規就農者が安心して農業が行えること、及び安心して新しいことにチャレンジできる東京農業を維持するため、農業共済組合の役割は増々高まっておりますので、以下の3事業からなる農業共済組合経営強化支援事業の継続を要望します。

① 果樹損害防止事業

果樹（梨）農家の病虫害による被害を未然に防止して、損失を発生させないことを目的に損害防止活動を実施し、共済金の支払抑制による組合の経営安定に大きく寄与している事業です。

- ・ 近年、増加している梨のハダニ被害を未然防止するための損害防止費用
- ・ 共済金の支払削減による運営費の確保

② 加入促進事業

組合の実施事業である農業保険事業を強力に推進し、農業経営の安定と加入にともなう事務費賦課収入の確保により組織運営の安定化が図れる事業です。

- ・ 農業保険事業をより広く農業者が活用するための加入促進費
- ・ 加入促進にともなう事業拡大により事務費賦課金収入の増収を図り組合運営のための財源確保

③ 人材育成事業

農業共済組合は、職員数15名と少数精鋭で島しょ部を含む東京都内全域を管轄しているため、常に一人一人の職員の資質向上が必要であります。職員の資質向上により効率的で効果的な加入促進を行う上で不可欠な事業です。

- ・ 農業保険事業の加入促進のための専門知識の習得

6. 「収入保険加入推進支援事業」の必要性

新型コロナウイルス感染症は、新たな農業経営のリスクとして大きな問題となっております。更に、ロシア・ウクライナ侵攻に端を発した生産資材・燃料費の高騰や円安が農業経営の新たな脅威として悪影響を及ぼし始めています。また、時と場所を選ばず発生している集中豪雨、台風の大型化などの気象変動は、都内でも大きな農業被害をもたらしております。

このような中、令和4年度末に全国の加入者数10万経営体の加入を目標に掲げ、全ての農業共済組合が一丸となって推進活動を強化している収入保険は、幅広いリスクに対応できる農業者の経営安定の一助として重要な制度であります。

この制度の普及拡大のため、農業共済組合では、東京都及び農業団体等が連携した東京都収入保険推進協議会を設立して、多くの都内の農業者に収入保険を活用いただくため、各団体等が特色を活かした推進活動を展開しております。

引き続き、収入保険の加入推進に資する取組を強力に推し進めることが求められており、東京都においても農業者の負担軽減のための保険料の助成、並びに加入推進活動への支援など、加入者拡大への協力を要望いたします。

東京都知事
小池 百合子 様

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして格別なご理解、ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にハード面でもソフト面でもバリアフリー化が進んでまいりました。東京都並びに関係各機関の皆様のご尽力に重ねて感謝申し上げます。障害児者を取り巻く環境はかなり整備されてまいりましたが、未だ進まない点や、新たな課題もあると認識しております。ご検討いただきたくよろしく願いいたします。

【要望項目】

1. 医療の緊急時対応について

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の医療体制を確保してください。
当会会員の子どもが感染した場合も発熱外来を受診しますが、普段かかっている医療機関ではないことが多く、様々な困難があります。また、重症化リスクが高くて入院できず自宅療養となることもありました。これから危惧されている第8波に備え、障害児者が安心して診療を受け、入院又は宿泊療養ができる体制を整えてください。
- ② 新型コロナウイルス感染症以外で発熱などの症状がある場合には、都立の医療機関に主治医がいる場合は、当該医療機関で陰性を確認したのち、主治医のもとで受診できるようにしてください。

2. 住み慣れた地域で安心して生活できるようにしてください。

- ① 重度身体障害者が利用できるグループホームの整備を進めてください。
重度身体障害者が利用できるグループホームの数は大変少なく高齢の親と同居しているものがほとんどです。設置が進まない理由として開設までの初期費用が大きいこと、現状の報酬では夜勤を含め生活を支えるために必要な支援員の配置が困難なことが考えられます。障害者計画に重度身体障害者が利用できるグループホームの具体的な整備目標を記載したうえで、更なる支援策を講じ整備してください。
- ② 入所支援施設の整備をすすめてください。
療養介護サービスを含め施設入所支援等の待機者は高い水準にあると認識しています。当会会員も待機していてもいつ入れるか見通しが立たず、親も子も高齢化していく中で不安が大きくなっています。グループホームでは対応が難しい、重度重複障害者などにとってはやはり入所施設が必要です。これまでの生活圏から離れることなく住まいの場が保障されるように、各地区に入所支援施設が整備されるよう、なお一層区市町村と取り組んでください。

③ 短期入所施設を増やしてください。

自宅で生活する障害児者にとって、短期入所サービスは不可欠ですが、その数は大変不足しています。また、医療的ケア児者、特に動ける医療的ケア児者の受け入れ先は僅少です。コロナ禍にあって以前に増して家族は疲弊しております。医療的ケア児者を含めた障害児者が利用できる短期入所施設を各地域に設置してください。

3. 東京都心身障害者(児)医療費助成制度受給者証について

表記受給者証（マル障）の制度は医療費の負担が大きい重度障害児者にとり大変ありがたい制度です。20歳以降は本人所得によるため、障害基礎年金の支給以外に所得が無いものは一部負担金が免除され安心して医療機関を受診できます。一方20歳未満については世帯主の所得によって、対象外又は一部負担となります。東京都並びに区市町村のご努力により、令和4年度より障害の有無にかかわらず18歳まで医療費の自己負担が免除されます。23区及び一部の市では所得制限もありません。多くの重度障害児は特別支援学校等を卒業後は就労支援B型などの福祉的就労をするか生活介護事業所を利用します。これらの障害福祉サービスの利用に関して利用者負担額は本人所得で判断されています。成人年齢が18歳となったことを踏まえ、医療費においても18歳以降20歳までの間は本人所得での該当の可否と負担金の判断をしてください。医療費の負担が大きい重度障害児者にとって切れ目のない支援という観点からも必要なことと思っております。